

# 広島市公民館指定管理者候補者の選定要綱

## 1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地  
広島市中央公民館ほか70公民館 広島市中区西白島町24番36号ほか（別表参照）
- (2) 設置目的  
実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- (3) 事業内容  
ア 定期講座を開設すること。  
イ 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。  
ウ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。  
エ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。  
オ 各種の団体、機関等の連携を図ること。  
カ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
- (4) 現在の指定管理者  
公益財団法人広島市文化財団

## 2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）  
公益財団法人広島市文化財団
- (2) 非公募とする理由  
公民館は、単に生涯学習の場の提供にとどまらず、まちづくり活動に取り組む地域住民や各種団体と本市との間の連絡調整を行うなど、まちづくり活動の拠点としての役割を担っている。  
このため、こうした役割を発揮する上で必要となる経験の豊富な職員を多く有し、継続的・安定的な公民館運営を行える公益財団法人広島市文化財団を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間  
令和9年4月1日～令和14年3月31日
- (4) 管理の基準  
ア 休館日  
ア 火曜日  
イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（以下「休日」という。）。ただし、日曜日を除くものとし、当該休日が火曜日に当たる場合は、その直後の休日でない日とする。  
ウ 8月6日  
エ 12月29日から翌年1月3日まで  
イ 開館時間  
午前8時30分から午後10時まで  
ウ 特記事項  
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等  
ア 公民館の事業の実施に関すること。  
イ 公民館の使用の承認に関すること（「緊急の場合（避難場所の開設等）は使用承認を取り消す。」などの条件を付す。）。  
ウ 公民館の建物並びに付属物及び備付物品の維持管理に関すること。  
エ その他教育委員会が定める業務  
オ 特記事項  
ア 使用料等の収納事務を委託する。なお、収納事務に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。  
イ 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。  
ウ 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
- (6) 配置人員  
ア 294人を標準とし、以下の職員を配置する。なお、この標準人員には収納事務に係る人員も含めるものとする。ただし、業務範囲の変更が生じた場合は、配置人員を変更する。  
イ 専門職員の配置  
1館当たり、社会教育に関係のある事業（学校教育、社会教育関係団体、民間教育事業者等の事業など）についての経験が通算3年以上ある者1人を標準とする。  
ウ 防火管理者の配置  
1館当たり、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。
- (7) 指定管理料の上限額（5年間分）

159億7,882万8千円

- ※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入する。
- ※ 指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
- ※ 指定期間中に建替え等を予定しているため、建替え等完了後に業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整する。

(8) 指定管理料の支払方法

- ア 指定管理料は、原則、前金払とする。  
なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
- イ 支払は、原則、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
- (カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たしていない場合

イ 評価項目

評価項目	適・否
<p>【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p>	
<p>【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 公民館の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。</p>	
<p>【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【4 地域の実情に適合した事業展開が期待できること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① まちづくり活動、家庭教育、青少年健全育成等に関する地域課題・ニーズを的確に把握しているか。（又は、把握する方策が検討されているか。） ② 地域課題・ニーズを踏まえた事業が計画されているか。 ③ 地域団体等と連携した施設運営が計画されているか。</p>	
<p>【5 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
<p>【1 障害者雇用率の達成】</p> <p>① 障害者雇用率の達成状況</p>	達成・未達成
<p>② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合</p>	該当・非該当
<p>【2 環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得</p>	有・無

<b>【3 男女共同参画・子育て支援の推進】</b>	
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
<b>【4 地域貢献度】</b>	
① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当

<別表>

施設名	所在地	施設名	所在地
広島市中央公民館	広島市中区西白島町24番36号	広島市白木公民館	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
広島市竹屋公民館	広島市中区宝町3番15号	広島市高陽公民館	広島市安佐北区深川五丁目13番12号
広島市吉島公民館	広島市中区吉島西三丁目2番10号	広島市真亀公民館	広島市安佐北区真亀一丁目3番27号
広島市舟入公民館	広島市中区舟入川口町2番8号	広島市倉掛公民館	広島市安佐北区倉掛一丁目12番1号
広島市福田公民館	広島市東区福田四丁目4152番地の1	広島市口田公民館	広島市安佐北区口田四丁目9番19号
広島市馬木公民館	広島市東区馬木二丁目565番地の4	広島市三入公民館	広島市安佐北区三入五丁目15番9号
広島市温品公民館	広島市東区温品七丁目8番19号	広島市可部公民館	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
広島市戸坂公民館	広島市東区戸坂出江二丁目10番26号	広島市亀山公民館	広島市安佐北区亀山南三丁目16番16号
広島市牛田公民館	広島市東区牛田新町一丁目8番3号	広島市安佐公民館	広島市安佐北区安佐町大字飯室3455番地の1
広島市早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目19番1号	広島市日浦公民館	広島市安佐北区あさひが丘三丁目23番13号
広島市二葉公民館	広島市東区東蟹屋町9番34号	広島市瀬野公民館	広島市安芸区瀬野一丁目29番21号
広島市青崎公民館	広島市南区青崎一丁目12番7号	広島市中野公民館	広島市安芸区中野三丁目20番9号
広島市段原公民館	広島市南区段原山崎二丁目7番4号	広島市阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町6166番地
広島市大河公民館	広島市南区北大河町15番12号	広島市船越公民館	広島市安芸区船越五丁目22番23号
広島市仁保公民館	広島市南区仁保新町一丁目8番6号	広島市矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目24番2号
広島市楠那公民館	広島市南区楠那町7番10号	広島市湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地
広島市字品公民館	広島市南区字品御幸四丁目1番2号	広島市湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷13番1号
広島市似島公民館	広島市南区似島町字家下752番地の74	広島市石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地の1
広島市三篠公民館	広島市西区打越町10番23号	広島市河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地
広島市観音公民館	広島市西区観音本町二丁目1番77号	広島市皆賀公民館	広島市佐伯区五日市町大字昭和台34番地の2
広島市南観音公民館	広島市西区観音新町二丁目16番46号	広島市五月が丘公民館	広島市佐伯区五月が丘五丁目3番33号
広島市己斐上公民館	広島市西区己斐上四丁目2番55号	広島市藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号
広島市己斐公民館	広島市西区己斐中一丁目15番3号	広島市彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目21番6号
広島市古田公民館	広島市西区古江西町19番15号	広島市美鈴が丘公民館	広島市佐伯区美鈴が丘南三丁目1番9号
広島市草津公民館	広島市西区草津東二丁目20番7号	広島市利松公民館	広島市佐伯区利松一丁目18番15号
広島市鈴が峰公民館	広島市西区鈴が峰町44番1号	広島市八幡東公民館	広島市佐伯区八幡東二丁目6番19号
広島市井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号	広島市八幡公民館	広島市佐伯区八幡三丁目23番22号
広島市佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号	広島市観音台公民館	広島市佐伯区観音台三丁目16番5号
広島市東野公民館	広島市安佐南区東野二丁目22番7号	広島市坪井公民館	広島市佐伯区坪井一丁目32番10号
広島市古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目24番8号	広島市五日市中央公民館	広島市佐伯区五日市中央四丁目8番20号
広島市安東公民館	広島市安佐南区安東二丁目16番42号	広島市五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑11番14号
広島市安公民館	広島市安佐南区上安二丁目2番46号	広島市吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園13番1号
広島市祇園公民館	広島市安佐南区西原一丁目13番26号	広島市楽々園公民館	広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号
広島市祇園西公民館	広島市安佐南区長束六丁目10番28号	広島市美隅公民館	広島市佐伯区美の里二丁目1番25号
広島市大塚公民館	広島市安佐南区大塚西六丁目3番2号		
広島市戸山公民館	広島市安佐南区沼田町阿戸269番地の3		
広島市沼田公民館	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号		